

# 児童指導員及び指導員の資格要件等

	児童指導員	指導員
資格要件	<p>○児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第四十三条</p> <p>児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者</li> <li>② 社会福祉士の資格を有する者</li> <li>③ 精神保健福祉士の資格を有する者</li> <li>④ 学校教育法の規定による大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</li> <li>⑤ 学校教育法の規定による大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者</li> <li>⑥ 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</li> <li>⑦ 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</li> <li>⑧ 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上児童福祉事業に従事したもの</li> <li>⑨ 学校教育法の規定により、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であつて、都道府県知事が適当と認めたもの</li> <li>⑩ 三年以上児童福祉事業に従事した者であつて、都道府県知事が適当と認めたもの</li> </ol>	<p>・資格要件は特になし。</p> <p>・なお、平成24年2月8日事務連絡「障害者自立支援法・児童福祉法等の一部改正に伴う指定に係る留意事項等について」において、「指導員とは、従来の児童デイサービスの指導員と同様、障害児に対し適切な指導を行う能力を有する者」とお示している。</p>
基準上、配置が求められる事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童発達支援事業(児童発達支援センター以外で、主として重症心身障害児を通わせる場合に限る。)</li> <li>・児童発達支援センター</li> <li>・放課後等デイサービス(主として重症心身障害児を通わせる場合に限る。)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童発達支援事業(児童発達支援センター以外で、主として重症心身障害児を通わせる場合を除く。)</li> <li>・放課後等デイサービス(主として重症心身障害児を通わせる場合を除く。)</li> </ul>